

福島県原子力損害対策協議会「全体会議」【議事録概要】

- 日 時 平成25年4月25日（木）14:00～16:20
- 場 所 サンパレス福島 4階 クラブシンフォニーG
- 出席者 (1) 福島県原子力損害対策協議会（208団体）
 - 会 長 佐藤 雄平（福島県知事）
 - 副会長 庄條 徳一（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）
 - 副会長 轡田 倉治（福島県商工会連合会会長）
 - 副会長 瀬戸 孝則（福島県市長会会長、福島市長）
 - 町村会代表 遠藤 雄幸（川内村長）
 - 福島県原子力損害対策協議会代表者会議構成員約250名
- (2) 東京電力株式会社
 - 代表執行役社長 廣瀬 直己
 - 福島復興本社代表 石崎 芳行
 - 常務取締役 増田 祐治
 - 福島原子力補償相談室長 小川 敬雄
 - 除染推進室長 武藤 昭一
 - 復興推進室副室長 青木 岳洋
 - 福島補償相談センター所長 町田 和義
- (3) 関係省庁、関係機関
 - 経済産業省 経済産業副大臣 赤羽 一嘉
 - 文部科学省 文部科学大臣政務官 丹羽 秀樹
 - 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所長 浅井 嗣夫
 - 原子力損害賠償支援機構 理事 福島事務所長 保住 正保



□ 議事録概要

【会長（知事）あいさつ】

- ・ 原子力発電所の安全確保について、冷却停止、汚染水の漏洩等のトラブルが続発し、県民に多くの不安を与えている。その憤りは頂点に達している。福島の復興の大前提は、廃炉作業の安全、着実な実施であり、このようなことは二度と起きてはならない。社長自身が細部まで指揮をとり、国においてもしっかりと指導・監督をし、徹底した安全管理に取り組んでほしい。

- ・ 我々福島県民が何よりも望むことは元どおりの生活を一日も早く取り戻すことであり、被害者一人一人の立場に立った迅速・十分な賠償が極めて重要である。
- ・ 本協議会として東京電力に対し公開質問を行い22日に回答があったが、その内容は極めて具体性に乏しく不十分なものであり、事故の加害者としての責任感のなさが露呈していると言わざるを得ない。
- ・ 東京電力は当然のこと、国においても賠償の責任が自らにあることを十分認識して、被害者である福島県民の声をしっかり聞き、誠意ある対応をお願いしたい。すべての県民、すべての事業者への確実・迅速・十分な賠償に向けて、具体的な結果を示してほしい。

【会長（知事）発言】

- ・ 東京電力に5点要求する。
 - ① 土地・建物の賠償手続が始まったが、請求書の財産情報の記載に誤りがあった。こうしたミスはあってはならず、極めてずさんな対応である。再発防止を徹底し、被害者をこれ以上不安にさせることがないようにしっかりと対応すること。
 - ② 田畑・山林の賠償については、農林業は福島県の基幹産業であり、いつから、どのような考えで行うのかしっかりと明示すること。
 - ③ 就労不能損害、営業損害に係る「特別の努力」について、自らの努力で得た収入を賠償額から控除しない対応を事故発生日まで遡って適用すること。
 - ④ 個人や事業主が自主的に行った除染費用については、昨年3月の指針で示されているにも関わらず未だに賠償が行われていない。早急に賠償を始めること。
 - ⑤ 地方自治体が事故に伴い県民の安全・安心のため自ら実施した事業に要する費用は、すべて賠償すること。
- ・ 次に文部科学省に2点申し上げる。
 - ① 紛争審査会の委員に現地を調査し、再度福島県内で審査会を開催して現場の声を十分に聞き、指針にしっかりと反映させること。
 - ② 被害者が今後の生活設計をすることができ、安心して暮らせるよう避難指示解除後の賠償が継続される「相当期間」、「事故後6年目以降の賠償」についての検討を早急に進め、指針に明確に反映し、将来的な賠償の見通しを示すこと。
- ・ 次に経済産業省にも2点申し上げる。
 - ① 早期帰還者の不安・不便に着目した新たな賠償については、コミュニティーの再興を図る上で重要なため、早期に具体的な検討を行うこと。特に住民の帰還が思うように進まず、生活再建に様々な苦労を強いられている旧緊急時避難準備区域は、被災地復興の試金石であり必ず対象にすること。
 - ② 自主的除染費用については県民に負担が生じないように、国の責任のもと明確な基準を早急に示すこと。

【副会長発言】

○ 庄條副会長

- ・ 農業者の立場から5点要求する。

- ① 避難指示区域の農畜産物の不耕作に伴う損害に対し、どのような状況であれば賠償するのか明確に回答すること。風評被害による価格の下落や廃棄費用はもちろんのこと、営農再開が困難な農業者の不耕作に伴う休業への賠償は、原発事故前の営農環境が戻るまで継続するよう要求する。また、現在のところ旧緊急時避難準備区域などは平成25年12月末までの賠償となっているが、来年の対応について速やかに示すこと。
- ② 農地の賠償基準の早期提示を求める。また、避難指示期間に応じ賠償額を算定することだが、同一市町村内で避難指示期間は相違することから農業者間の不公平感が拭えない。避難指示期間により一律に算定するのではなく柔軟に対応するよう求める。また、営農再開に必要な農機具等の修復費用は時価相当額を超えてもすべて賠償するよう要求する。
- ③ 風評被害対策費用に係る検査費用・人件費への回答が明確でないため、改めて要求する。取引先からの要求に基づき検査する場合、取引先からの検査の要求に係る文書等の提出を求められているが、第29回審査会の議事録によると、「食品関連の流通においては、検査を求めることは公知の事実として証明する必要はない。」と委員から意見が出されている。検査費用等は早期に全額を支払うこと。
- ④ 特措法によらない除染費用は引き続き検討を進めるとの回答だが、除染作業は現在進行しているものであり、除染作業が遅れば営業再開や風評被害の払拭がままならないため、早期に結論を出し全額賠償を求める。放射能吸収抑制対策によるカリウムなどの散布費用についても全額賠償するよう強く求める。
- ⑤ 東京電力の対応については、貴社は「福島復興が、私たちの再生の原点です」と公表し、今年1月には福島復興本社を立ち上げたが、損害賠償にかかる確認作業は相変わらず東京で行われており、作業の遅れの要因の1つと考えられる。県内に確認部門を設置し、より被災地の状況を把握した上で確認作業を行うよう改めて要求する。



○ 瀬戸副会長

- ・ 数多くの課題の中から3点に絞って申し上げます。
- ① 避難区域外の自治体は国を代行する形で、除染を大車輪で進めているところである。自主的除染は事故後から発生している問題で、住民も待ってられず除染した方も多く、企業は除染をしなければ営業に影響するため除染を



したところもある。東京電力の担当者が当市に来たときに「弊社に代わって除染していただきありがとうございます」と一番最初に言っており、これを我々は原点としている。除染に関しては、市民、企業の要望に対し早急に回答すること。

② 自主的避難への賠償について、東京電力は中間指針第二次追補を根拠に昨年8月までで打ち切るともとれるような回答をしているが、政府関係者には次の審査会がいつ開催されるのか回答してほしい。時間の経過に伴い状況は大きく変化し、原子力災害は時間が経つほど深刻化している。精神的にも同様だ。審査会が開かれれば、我々が主張する機会ができる。具体的には、仮置き場がなく中間貯蔵施設の見通しが全く分からない状況から、除染による廃棄物を自宅の庭に仮置きしている。放射能を自宅の庭に置いておくこと自体が精神的苦痛である。7千人程の福島市からの自主的避難者も大変だが、残った福島市民にも将来の事業をどうするかや家族が離れ離れになっている不安がある。そこをよく考えてほしい。東京電力は個別に受け付けると言っているが、私はそんなことはできないと思う。東京電力と政府の力で一步前に駒を進めてもらいたい。

③ 事故当時、国には放射能対策の法律や情報がなく、自治体には権限や財源もなく、国民には知識がなかった。自治体は空間線量検査、身体検査、防災など住民の要望に対応してきたが、その費用が賠償の対象から外されている。訴訟により個別に当たっていけるものは当たっていくしかない。地方自治体が負担した数々の費用について、東京電力が早急に賠償するよう求める。

○ 遠藤川内村長

・ 経済産業省赤羽副大臣に申し上げる。
私の村はもう4割の方が戻って来ているが、戻った人はそれぞれ不安あるいは不便の中で生活しており、それらを解消するために新たな制度設計が必要になっている。旧警戒区域との賠償の差があまりにも広がりすぎているので、この差をどう埋めていくのか検討してほしい。



・ 文部科学省丹羽政務官にお願いします。
審査会の委員が現場を見ていないというのは、賠償問題を判断し、方向性を示す上で説得力に欠ける。現場にこそ問題があり、答えがあるということを審査会の委員に話してほしい。また、公開質問書への回答は極めて具体性に欠け、審査会の二次追補を基に判断するという回答が本当に多かったため、審査会を開き新たな方向性を示していただきたい。

・ 東京電力に対し4点要求する。

① あぶくま山系に位置する当村の生活水は井戸水や沢水であるが、安心して生活していくために井戸を掘ることをお願いしたい。旧警戒区域だけでなく旧緊急時避難準備区域も対象にしていただきたい。

② 森林への財物賠償は林家にとって非常に関心があることのため早く示してほしい。

③ 財物賠償が示されたが、新たな不動産を取得するためには価格の開きがある。再取得できるような賠償額を検討すること。

- ④ 旧警戒区域から避難されている人々は、自分の家になかなか帰れず、ネズミなどによる被害を目の当たりにして、「もう戻れない」、「戻りたくない」という人も多い。動物被害による修繕費用、財物賠償について別枠で支払うこと。

○ 轡田副会長

- ・ 私は「ネズミに負けた東京電力の原発がある福島県です」と県外で自己紹介している。せっかく風評も下火になり安堵し始めた時期に、原子力発電所のトラブルが報道されると元の状況に戻ってしまう。絶対にこのようなことがないようにすること。
- ・ 財物賠償の問題について、とにかく一歩でも二歩でも前に進めるような方法をとっていただき、一日も早く会員事業所が事業を再開できるように対応してほしい。そのためには、現在提示されているような賠償額、賠償の仕方では到底納得できない。一日も早く普通の生活に戻してほしい。



【会長、副会長発言への東京電力・国の回答】

○ 廣瀬社長（東京電力）

（一連のトラブルへの謝罪）

- ・ すでに事故から2年を超え、福島の皆様引き続きご苦勞、ご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。また、この1か月程の間に福島第一原子力発電所においてトラブルが連続して起き、改めて皆様にご心配をおかけし本当に申し訳ない。
- ・ 本賠償が始まり1年半が経ち、被害者の方々のお手元に届いた額は2兆2000億円になっている。個人への賠償が32万件、自主的避難に対し128万件、事業者様に対し14万件となっている。まだまだ賠償が続くのでしっかりやっていきたい。
- ・ 3月31日に宅地、建物、家財の賠償が始まったが、一部に誤った記載、あるいは全く別人の情報が記載されているということがあった。現在徹底的に事実関係を洗って再発防止に努めているところ。原因を追及し対策を打ち、賠償の受付が円滑に進むよう取り組んでいく。

（田畑・森林の賠償）

- ・ 田畑・森林については、基本的な考え方は土地・建物等の賠償と同じく、事故前の時価相当額を基に避難指示が解除されるまでの期間に応じ賠償するというところで現在様々な調査をしているところ。田畑については調査も進んできているが、もう少し時間を要する。

（「特別の努力」の遡及対応）

- ・ 事故後に努力して得られた収入分を賠償金から差し引かないとの取扱いは、営業損害では対象期間を24年3月以降分だけでなく事故直後の時期にも選択できるよう案内している。個人に対する就労不能損害に関しての検討も最後のところまでできている。

(自主的除染への賠償)

- ・ 除染費用については大変難しく、いわゆる除染特措法に属さない、あるいはこの法律から読み切れないものについては、中間指針及び中間指針二次追補などで適切に対応することになるが、突っ込んだ部分はなかなか詰め切れておらず、引き続き検討していく。

(地方公共団体の損害)

- ・ 当社が負担すべき費用を地方公共団体が代わって負担された場合で事故と相当因果関係があるものは、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただくのが基本。賠償の中身については、例えば検査費用や廃棄物処理にかかる費用の賠償を進めており、加えて線量や給食の検査費用についても検討させていただきたいと思っている。

(検査費用)

- ・ 事業を営んでいる方の風評被害にかかる検査費用についても、国の検査指示や取引先からの要求に基づいて検査をしなければならない場合は賠償対象とさせていただいているが、なかなか証明が難しいという話もあった。どうしても検査せざるを得ないんだというケースもたくさんあると聞いているので、こうした事情を汲み上げて、検査の必要性や合理性をしっかりと確認し賠償させていただきたいと考えている。

(自主的避難等に係る賠償)

- ・ 自主的避難等にかかる賠償については、発電所からの距離や生活圏の近傍性という判断基準及び中間指針に基づいて24年8月まで賠償させていただいている。この後については個別の事情をしっかりと聞きして判断させていただきたい。

(動物被害)

- ・ 動物被害に伴う財産価値の減少・喪失については、原則建物の修復費用として賠償金額に含めているが、実際に修復費用が賠償金額を超過する場合には、時価相当額に持ち分割合を乗じた金額を上限に超過した金額をお支払いさせていただきたいと思っている。

(回答総括)

- ・ 公開質問に対する回答については、知事から「具体性がない」、「責任感が感じられない」というコメントをいただいているが、なかなかしっかりとしたお答えができていない。それぞれの事情をしっかりと聞きしてという部分がまだまだあり、一律にお答えできない部分がある。引き続き被害を受けられた方々に対して、しっかりとご事情をお伺いし、賠償に取り組んでいきたい。

○ 赤羽副大臣（経済産業省）

- ・ 発災後2年以上が経ち、これ以上間延びさせるのは限界を超えている。今日ご意見いただいたことを受けて止めるだけではなく、形として前に進めていくという思いで頑張っていく。
- ・ 早期帰還者の不安に着目した新たな賠償について、一日でも早く、一人でも多くふるさとでの生活を再開できるのが、福島復興の上で最重要課題と認識してい



る。早期帰還者への賠償はふるさとへの帰還を後押しするもので、大変重要な視点である。避難指示解除見込み時期が事故後3年と設定されているところもあり、早ければ来年春の解除に向けて市町村との調整を進めていくことになる。そのときには早期帰還者への賠償制度が具体化していなくてはならないので、その観点で検討を加速する。

- ・ 川内村長が指摘した件については、旧緊急時避難準備区域への安心した帰還は被災地復興の試金石と考えている。御提言いただいた新たなシステムの構築について、地元の実情も踏まえて進めていきたい。
- ・ 自主的除染費用については、これまで福島県をはじめ、各自治体から要望いただいている。現在資源エネルギー庁と東京電力で協議をしているところだが、現時点において明確な方向性が固まっていない。特措法の対象とならないがやむを得ず実施せざるを得なかった費用については、合理的な範囲で適切な賠償がなされるべきと考える。まずは現在行っている協議を深め、早期に考え方が示せるよう検討を進める。

○ 丹羽政務官（文部科学省）

- ・ 紛争審査会としては、専門委員による現地調査を行うなど被害の実態把握に努めてきたが、今回の要望を審査会の会長及び委員に伝え、現地で被害の実情をより詳細に把握するため、現地調査及び審査会の県内での開催を実現したいと考えている。
- ・ 避難指示解除後の「相当期間」、「事故後6年後以降の賠償」については、避難指示解除のための国と地方公共団体の協議や、住民の今後の生活設計のためにも重要であり、審査会が検討すべき課題であることと重々承知している。指針への反映については、審査会の現地調査、県内開催を通じ被害の実情を踏まえた上で、審査会での検討をしっかりと行っていきたい。



【会長、副会長再発言及び東京電力、国からの再回答】

○ 会長（知事）

- ・ 「特別の努力」の遡及についてはきちんと適用するということがよいか。
- ・ 自治体による放射線量と給食の検査費用は対象にするということがよいか。
- ・ 田畑の賠償基準についての話はあったが、森林についてはどうか。田畑については「少し早く」ではなく、「早く」対応すること。
- ・ 自主的除染の費用については何度も要求している。政府も一緒にしっかりと考えてほしい。指針に明記されているのだから対応すべきである。
- ・ 消滅時効については、被害者に時効により請求できなくなるような理不尽な思いはさせたくない。東電、国ともにしっかりと対応すべきである。
- ・ 審査会として現地調査に来ていただける、県内で審査会を開催していただけるということで了解した。「事故後6年後の賠償」について明確に対応してほしい。

- ・ 早期帰還者、旧緊急時避難準備区域に対する賠償もしっかり検討することを改めて要請する。

○ **廣瀬社長（東京電力）**

（「特別の努力」の遡及）

- ・ 「特別の努力」については、何度も指摘いただき重く受け止めている。新たな就労先から得られた収入については平成24年3月以降ということでやらせていただいているが、それ以前に遡って対象とさせていただきたい。今後具体的に準備を進めたい。

（地方公共団体の損害）

- ・ 給食検査等の費用については、先ほど申し上げたとおり、しっかりやっていくよう考えさせていただきたい。

（田畑・森林の賠償）

- ・ 田畑の賠償については、不動産鑑定士に依頼して調査を進めており、可能な限り早くやるということで進めていきたい。森林については、立木の賠償も含め、不動産鑑定士や関係団体の皆様に専門的な話も聞きながら、どのような考え方、方法がよいのか、実態に沿ったものであるかを踏まえ検討する。もう少し時間をいただきたい。

（自主的除染への賠償）

- ・ 除染はいつまでにどうすると言えない難しい状況。国のアドバイスも得ながら、引き続き検討させていただきたい。

（消滅時効）

- ・ 消滅時効については、避難している方の中にはいろいろな事情で請求するのが困難な方がいると思うが、時効によって賠償を受けられないことはあってはならないというのが我々の基本的な考え方。一方で民法146条もあるので、皆様が不利益にならないよう最善の努力をしたい。民法の規定をもって直ちに時効を適用することは考えていないので、これを周知し安心していただけるようにしたい。

○ **赤羽副大臣（経済産業省）**

- ・ 知事から早期帰還者への賠償に旧緊急時避難準備区域も賠償の対象とするよう検討せよと話があったが、しっかり検討していきたい。また、遠藤村長からもあったように、それだけで住民の帰還が進むのかということも踏まえて、安全、安心の回復ができるよう、様々なご不便を抱えながら生活するという特別な問題をクリアできるように、帰還に向けた全体の施策を進めていきたい。

○ **丹羽政務官（文部科学省）**

- ・ 委員の先生に現場をしっかりと見ていただいた上で審査会を現地において開催し、「相当期間」、「6年経過後の賠償」などの新たな課題に対応する。
- ・ 消滅時効については、和解仲介申立が多数に上っているので、利用を躊躇することがないようにADR時効特例法を今国会に提出している。

○ **瀬戸副会長**

- ・ 東京電力は（昨年）8月31日以降の自主的避難等への賠償に対する見解について「特別の事情」と言ったが、原子力災害は市民、県民がおしなべて受けている被

害で、「特別の事情」という捉え方とは異なる。

- ・ 審査会の委員に時間が経った被災地を見てもらうとのことで大いに期待するが、新たな指針を出す方向ということでよいか。

○ 丹羽政務官（文部科学省）

- ・ 委員が現場の個別の事例を見て、しっかり検討していくことを約束する。

○ 轡田副会長

- ・ 東京電力とはこれまで何度も話をしているが、今後も我々が納得いくような回答がなかなか出ないと思う。政府としてはどういう立場でいるのか。原発を作らせたのは政府であり、どこまで責任を負うのか。

○ 赤羽副大臣（経済産業省）

- ・ 指摘はごもっとも。国は最終責任を持つ立場であり、そのような批判が出ないようにしたい。また、汚染水対策についても、政府の総力を挙げて取り組む。

【避難等指示区域町村発言】

○ 伊澤町長（双葉町）

- ・ 4点について強く要望する。
 - ① 現在の賠償指針、東京電力の賠償基準はあくまで最低基準であり、指針、基準にない項目も含め被害に沿った賠償を進めるよう東京電力にお願いする。「5つの約束」を遵守し、被災者の目線に立った賠償を行うこと。国に対しては東電への指導を徹底することを求める。
 - ② 町民の生活再建が可能となるよう、指針、基準を見直すこと。特に精神的損害の引き上げ、財物賠償基準の引き上げ、指針が明らかとしていない「事故後6年後以降の賠償」の取り扱い、将来の健康被害の賠償の取り扱いについて明らかにすること。
 - ③ 消滅時効の取扱いについては東京電力による運用だけでなく、またADRへの申立者だけでなく、包括的な立法措置をお願いする。また、高齢者等請求が困難な方に対し、東京電力による支援はもとより町からも請求を促し、支援したいので、町に対して請求者のリストを提供すること。
 - ④ 弁護士を介してADRの和解仲介を行っている事例で、手続きが遅れている事案がある。迅速に手続きが進むよう、東京電力に対して審理への協力を求めるとともに、国はADRの組織の拡充を図ること。

○ 馬場町長（浪江町）

- ・ 公開質問に対する回答は、全然回答になっていない。誠意のある回答を求めたい。
- ・ 土地・建物の請求書の記載の誤りについて、なぜこんな間違いが起きるのか。町から名寄帳を提供し、東京電力は登記情報を持っていてなぜこのようなことになるのか。
- ・ 財物の再取得価格については、二次追補にも柔軟性を持って再調達価格を使う方法もあるとの表現がある。今の財物賠償価格で他の地域で土地を買ったり、家を建てたりすることはできない。

- ・ 文部科学省政務官への要請だが、審査会へ何度か要請書を持って行ったが、公平、中立な立場だから要請書は受け取れないと門前払いされ、1年半放置されてきた。昨年1月の審査会で各市町村長が述べた悲痛な思いが全く指針には反映されていない。今度は現地に来て調査をすることなので、時間をかけて見てほしい。中間指針を根本から見直すくらいでなければならない。

○ **松本村長（葛尾村）**

- ・ 山林の除染、賠償の問題についてどう考えているか。早く答えを出してほしい。

○ **菅野村長（飯舘村）**

- ① 復興のために公共事業として個人の家や土地を買わなくてはならない場合、補償金との差額を払わせていただくという話になっている。賠償をもらってから売った方が得となるのでは、売ってくれない。「賠償金を全部払いますよ」という話をぜひ社長さんにもraitたい。
- ② 農機具の賠償についてだが、住民から「農協に生産物を出していないと、農家であると見なさない、農機具を償却資産と見なさないから支払いはできない」と東京電力から言われたとの話を聞いている。我々は田んぼ、畑、道路を守るためみんなで共同作業をやっているのに、その機械について「家財だから（償却資産としては）支払えません。」などと何を言っているのか。農機具を持っていれば財物賠償を払うという形にしてほしい。
- ③ 将来の賠償の話も出ているが、制度をひとつひとつ検討することが、我々に寄り添うということではないかと思う。賠償もさることながら、将来戻ったときに生活はどうするんだ、山林の除染はどうするんだ、復興住宅も7万円、8万円払って生活できるのか。そこにもっと猶予期間を設けて、国も応援するような制度を考えてもらえればありがたい。

【避難等指示区域町村発言への回答】

○ **廣瀬社長（東京電力）**

- ・ （双葉町長への回答）中間指針等々は上限ではなく、皆さんに当てはまる平均的なものを示したもの。個別事情を一つ一つ拾っていくことが親切的な賠償と考えており、それを心がけてやっていかななくてはならない。
- ・ まだ請求していない方をどうやって掘り起こしていくのが課題。未請求者のリストの提示は個人情報の問題があり、どういった形でご了解をいただくのかという問題もあり即答できない。とにかく、我々が様々な手段を用いて請求していただくよう一生懸命やっていきたい。
- ・ （浪江町長への回答）土地、建物の請求書への誤った記載については、本当に申し訳ない。原因については不明な点があり、この場で説明はできないが、原因を追及しはっきりさせ、お知らせするとともに二度とないようにしたい。
- ・ 再調達価格の話であるが、帰還困難区域の償却資産等については、事故前の帳簿価格を踏まえ時価相当額で賠償するという形でやらせていただく。賠償だけでは賄いきれない部分が出てくるので、そこをどうやって埋めるかということ。
- ・ （葛尾村長への回答）山林の除染については、環境省と地元に入り、どうしたらしっかりした除染ができるのか考えていかななくてはならない。賠償についてはどの

ように進めるか意見をいただいて詰めていきたい。

○ **小川室長（東京電力）**

- ・（飯舘村長への回答）公共用地買収と賠償の前後によって、賠償に差があってはおかしいという件については、賠償の前後によって差が生じないように、どのようなやり方があるか検討しているところ。
- ・ 農協に出荷していない人が、農機具の扱いが償却資産ではなく家財となるのはおかしいという指摘についてはごもっともである。説明が誤っていたのであれば申し訳ないが、出荷している人は償却資産で、出荷していない人は償却資産ではないということはない。

○ **赤羽副大臣（経済産業省）**

- ・ 今回ご要望いただいたことについて、指針にとらわれず適切な賠償を行うよう東電に対し引き続き指導する。
- ・（飯舘村長への回答）公共事業の関係については必ず回答させていただくが、すぐということではなく、賠償を受けた後の買収であれば控除されないとのことなので、まずは賠償を加速することに全力を挙げたい。知恵をお借りしながら回答したい。

○ **菅野村長（飯舘村）**

- ・ 復興住宅の建設においても、地権者は賠償をもらってからの売却の方が得と考える。本気で復興をやっているのだから、先に公共用地として売却しても全額を賠償するとしてもよいのではないかと。復興住宅を作っていくかなくてはならない状況の中で、賠償をもらってから売却した方がいいとなれば進まない。

○ **赤羽副大臣（経済産業省）**

- ・ 詳細をしっかりと詰めさせていただきたい。早く戻った人が損をしないようにしたい。

○ **丹羽政務官（文部科学省）**

- ・（浪江町長への回答）現地調査や審査会の現地開催で課題を明らかにしながら、審査会で検討する。
- ・（双葉町長への回答）消滅時効については、東京電力には被害者の状況の把握と丁寧な対応を求めており、賠償全体の状況をしっかりと見極めるとともに、請求をしていない方がいれば、関係省庁と連携し必要な対応をするよう求めたいと思う。

○ **村田副知事**

- ・ 4つの町村長から切実な話があった。これに対し東京電力の回答は十分ではないので、後日丁寧な説明をしていただくようお願いする。

【協議会構成員からの発言：農林水産・商工業関係】

○ **福島県森林組合連合会**

- ・ 森林、立木への賠償については現在検討中との回答だが、その回答はいつ頃出るのか。しばらく待たと言われて2年以上が経過した。いつになったら賠償を行うの

か、目標とする期日を明確にしていきたい。

○ **福島県農民運動連合会**

- ・ 国の責任で被害の具体的な実態調査をお願いしたい。国がどれくらい責任を負うのか、我々はとても不安に思っている。

○ **福島県司法書士会**

- ・ 財物賠償が始まり、避難指示解除準備区域や居住制限区域に自宅がある方達も移住を検討し始めているが、帰還しないと決めたことにより管理できなくなる自宅建物の取り壊し費用の負担について一番心配している。取り壊し費用を負担するのかわりか明確にすべきである。
- ・ 帰還困難区域の方から、所有者責任や取り壊し費用等の負担の可能性もあることから建物の所有権はいらないと言っている人がいる。全額賠償した場合には所有権は移転するという考えがあるので、第二次追補のQ&Aにもあるように、所有者が事前に所有権をどうするか決められるよう、所有権の帰属を検討させる機会を与えて欲しい。

【東京電力及び国からの回答：農林水産・商工業関係】

○ **廣瀬社長（東京電力）**

- ・ （森林組合連合会への回答）森林等への賠償基準については専門家や不動産鑑定士の方々と実態調査を行うことを決めていく段階。この場で、あとどれだけかかるのか明確に申し上げられない。とにかく急いでしっかりやらなければならないというので、御理解いただきたい。
- ・ （司法書士会への回答）解体費用については賠償の対象と考えているが、どうやって解体するのか、誰が取り壊すか等も具体的に詰めないといわれないわけにはいかない。解体する人、しない人もおり複雑な問題なので、もう少し詰めさせていただく必要がある。
- ・ 所有権の移転も難しい問題。管理責任を問われるということだと思ふ。エリアとしてはまとまって全損の扱いをする、それぞれの方が選択できるようにするとすると検討が必要。所有権の移転についても、これまでは財物賠償を積極的に進めるために所有権の問題までは踏み込まないでいた。法律的な問題もあるので少し考えさせていただきたい。

○ **丹羽大臣政務官（文部科学省）**

- ・ （農民運動連合会への回答）被害状況の実態の調査については、政府全体としてどう対応するのか持ち帰らせていただいて、各省庁と連携してしっかりと対応したい。文部科学省としても、原子力損害賠償法を所管する立場から、現地の調査も併せてしっかりきめ細やかに対応して検討していきたい。

【協議会構成員からの発言：医療・福祉・土木・労働・教育関係】

○ **福島県私学団体総連合会**

- ・ 原発事故により100名以上も生徒がいなくなった私立学校もあるが、まだ賠償が行われていない状況である。できる限り早く23年度分を対応していただきたい。
- ・ 幼稚園から小学校・中学校・高等学校と一貫している学校で、例えば幼稚園で3

0人の児童がいなくなってしまうと、小学校・中学校・高等学校まで繋がるはずの生徒、児童がいなくなったことになる。直近だけでなく10年後、その先までの賠償をお願いしたい。

○ **福島県労働組合総連合**

- ・ 原発事故は「人災」だと私たちは考えており、東京電力の認識について質問した。その回答を読むと、一般的に「人災」ということになるかと思うが、改めて回答願いたい。東京電力が原発事故は「人災」であるとの立場に明確に立つことにより、賠償、除染等が進んでいくと考えている。

【東京電力からの回答：医療・福祉・土木・労働・教育関係】

○ **廣瀬社長（東京電力）**

- ・ （福島県労働組合総連合への回答）東京電力では改革プランを出しており、原子力事故を「天災」と片付けてはいけないと総括し取り組んでいるところ。言葉の定義で賠償がどうなるということではなく、賠償は賠償としてしっかりやっていきたいと思っている。

○ **小川室長（東京電力）**

- ・ （私学団体連合会への回答）生徒が減ったという御事情をよくお聞きして、的確に対応させていただきたい。

【協議会構成員からの発言：市町村】

○ **二本松市 三保市長**

- ・ 公開質問書への回答の内容は十分なものとはなっていない。すべてが東京電力の原発事故による被害、損害である。そのことを改めて国も東京電力も肝に命じ、誠意のある真摯な賠償をすることを強く要請し、明確な回答を求める。
- ・ 田畑・森林の除染の賠償、自主的避難・除染など福島県民が被っている損害について、県民一人一人に対し引き続き損害賠償を行い、地方自治体への賠償にも対応されることを強く要請する。
- ・ 経産副大臣、文科大臣政務官に対しては、国会の福島原発事故調査委員会の事故調査報告書を踏まえて、福島原発事故の教訓を活かして、新しい時代、新しい未来を開くことを心から要請する。

○ **中島村 加藤村長**

- ・ 自主的避難等に対する損害賠償について、これまで2回の賠償が行われた。1回目の説明では指針に基づき賠償するとし、東京電力の判断では賠償できないとのことだったが、2回目の賠償時の対象に県南地域を入れたのは東京電力の判断だったのか、指針に基づく判断だったのか、回答してほしい。

【東京電力及び国からの回答：市町村】

○ **廣瀬社長（東京電力）**

- ・ （二本松市長への回答）回答書に書くと「相当因果関係」等々の温かみのない記述となり申し訳ない。個々の御事情をしっかりと聞きして、どのようにして「相当因果関係」にそれぞれの事情を当てはめ賠償していくのかということ。引き続き御

指導をいただきながら、しっかりとやっていきたい。

○ **小川室長（東京電力）**

- ・（中島村長への回答）紛争審査会で決めた指針には載っていない地域だが、色々な事情を踏まえ支払うべきだと最終的に私のところで決断し、お支払いしたところ。

○ **赤羽副大臣（経済産業省）**

- ・（二本松市長への回答）国会事故調、政府事故調の報告書が、今後も継続的に検証されることが非常に大事である。現在、内閣官房において原子力規制庁と共同し「東京電力福島第一原子力発電所事故に関し政府に設けられた委員会の提言のフォローアップに関する有識者会合」を開催しているところであり、経済産業省としてもこの対応をしっかりとフォローしていきたい。

○ **中島村 加藤村長**

- ・ 2回目の自主的避難等への賠償は東京電力の判断で支払われたということだが、1回目の賠償のときに県南・会津・南会津地区から大勢の首長が行き、県民は同じ被害を受けていると申し入れをしたところ、東京電力は指針を盾に支払わないということだった。しかし、2回目は指針に方針がないまま東京電力で判断したとのこと。1回目と2回目に整合性がない。一貫した賠償をしてもらわないと納得できない。県民は同じ被害を受けているということを確認してもらいたい。1回目も東京電力が判断して県南・会津・南会津地域にも同じく賠償するべきだったと思う。

【東京電力総括発言】

○ **廣瀬社長（東京電力）**

- ・ 様々な意見お聞かせいただき、皆様の声を汲み上げ切れていないというのが現実である。引き続きこうした場を持たせていただき、一步一步であるが、スピードアップしてやっていかなければならない。
- ・ 今の責任を全うするという思いで、賠償だけでなく原子力発電所のトラブルの件もしっかりとやっていくんだということを、社員一人一人まで認識を同じくしてしっかりと取り組んでいく。引き続き迷惑をかけているが、今後ともよろしくお願ひしたい。

【国総括発言】

○ **赤羽副大臣（経済産業省）**

- ・ 皆様の痛みを我が痛みとして、一日も早い福島再生に向けて具体的にできることからやり、前に進めていきたい。

○ **丹羽大臣政務官（文部科学省）**

- ・ 震災発災後の長い道のり、これからも不安が続くであろうという中で、一生懸命やっただいており、政府としてもしっかりと対応していかねばならないと改めて実感した。今後も、ADRセンターはじめ、各省庁ともしっかりと連携し、皆様方の気持ちを汲み取り、心を入れてしっかりと取り組んでいくことを約束する。

【会長総括発言】

○ 会長（知事）

- ・ 昨年と今年を比べてみると、昨年より深刻になっていると思わないか。原子力災害はまさにそのとおりである。東京電力には、原因者、事故の加害者としての意識をしっかりと持ち、誠意を持って前向きに対応をしてもらいたい。非常に丁寧な答弁だが、残念ながら中身が欠如している。公開質問書の中身を一つ一つしっかりと精査し、早急に結果として示していただきたい。
- ・ 国においては、国策で進めてきた原子力政策ということ、15万人がまだ避難を余儀なくされているというこの深刻さを常に念頭に置いて、東京電力への指導、指針への反映、県民生活、事業の再建、帰還に向けた支援策を最後まで積極的に実施していただきたい。
- ・ 協議会としては、完全賠償の実現に最後まで積極的に不退転の決意で取り組んでいくので、東京電力はもとより、国、紛争解決センター、原子力損害賠償支援機構の皆さんにもしっかりとした対応をお願いします。